

【さっぽろアスリートサポート事業概要】

- ・同一団体の助成金交付については、同一年度において(1)～(3)のいずれか1事業に限る
- ・個人の助成金交付については(2)のみ
- ※ただし、(2)については、団体・個人ともに同一年度において国際の部と全国の部それぞれ1回ずつ交付を受けることができる

	(1)市民スポーツ振興事業	(2)スポーツ大会出場及び強化合宿参加助成事業		(3)青少年冬季スポーツ振興事業
		国際の部	全国の部	
対象者	下記①～③を全て満たすもの ①主たる活動拠点が札幌市内 ②構成人数が10人以上で、事務局若しくは代表者が本市住所を有すること ③原則として非営利団体であること	下記①～③を全て満たすもの ①主たる活動拠点が札幌市内 ②札幌市民 ※構成人数が2人以上の団体の場合、事務局若しくは代表者が本市住所を有すること ③予選大会や標準記録等で選抜され、本市又は北海道等地域代表又は日本代表として参加するものか、大会主催者、大会主催者傘下競技団体、又はその競技種目に関する競技団体からの推薦を受けたもの		下記①～⑤を全て満たすもの ①主たる活動拠点が札幌市内 ②冬季スポーツ種目 ③22歳以下の札幌市民を2人以上(監督・コーチを除く)含む団体 ④常時指導者が所属(専属問わない) ⑤札幌市の冬季スポーツ種目競技団体又は札幌市スポーツ少年団から推薦を受けたもの
申請形態	団体のみ	団体もしくは個人		団体のみ
年齢制限	なし	なし	22歳以下	22歳以下
対象事業	・市民スポーツ活動の普及振興を図ることを目的とし、市民が広く継続的にスポーツに親しむことのできる事業(スポーツ大会、スポーツの普及振興を目的としたイベントなど)	・道外で開催される国際スポーツ大会(3か国以上の代表選手又は選手団が出場し、勝敗で順位を決める大会に限る) ・道外で開催される大会と強化合宿、練習会 ・の組み合わせも可とする	・道外で開催される全国規模のスポーツ大会(公益財団法人日本スポーツ協会、同協会加盟競技団体又はそれに準ずる全国組織の競技団体が主催等に加わる大会に限る) ・道外で開催される大会と強化合宿、練習会 ・の組み合わせも可とする	・青少年を対象として、札幌市スポーツ少年団又は青少年を対象とする冬季スポーツ少年団体が実施する普及・育成事業
除外事項	・10回以上の継続事業 ・学校部活動 ・営利目的として実施する事業	・交流、親善、親睦を目的とするスポーツ大会 ・学校部活動として参加する事業	・交流、親睦を目的とするスポーツ大会 ・国民体育大会 ・学校部活動として参加する事業	・学校部活動
助成金額	・1団体につき上限40千円 ・障がい者スポーツ振興に係る事業については上限60千円	・1人あたり上限50千円 ・22歳以下の者で、かつ、別紙『さっぽろアスリートサポート事業 競技団体一覧』の団体より推薦を得て参加する場合は、1人あたり ・上限100千円 ・団体の場合、最大5人分	・1人あたり上限10千円 ・別紙『さっぽろアスリートサポート事業 競技団体一覧』の団体より推薦を得て参加する場合は、1人あたり上限20千円 ・団体の場合、最大10人分	・対象者(22歳以下の札幌市民)2～9名であれば1人あたり20千円 ・10人以上は上限200千円
交付制限	・年1回 ・1団体につき通算3回	・年1回 (全国の部との併用のみ可) ・1団体もしくは1個人につき23歳以降通算5回	・年1回 (国際の部との併用のみ可)	・年1回
対象経費	・会場費 ・印刷費(業者発注に限る) ・スポーツ用具費	・交通費 ・宿泊費	・交通費 ・宿泊費	・交通費 ・宿泊費 ・大会参加費(道内を会場とした大会に限る) ・会場費 ・スポーツ用具費
申請期限	・申請事業実施日の10日前まで			